

## 第23期 第6回 宗谷海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和8年2月10日（火）11時15分～
- 2 開催場所 稚内市中央4丁目18-1 稚内水産ビル 5階会議室
- 3 会議成立報告 委員定数15名中、9名の出席があり、委員会は成立
- 4 委員会出席者  

宗谷海区委員会 （委員）	沖野平昭 山上辰昭	大谷由博 神田浩史	岡田直行 今井靖雄	佐々木修 小泉幸一	斎藤孝良
宗谷総合振興局	水産課長 技師 技師 主事	稲葉秀雄 蝦名朱里 坪井豪亮 岸川翔汰			
宗谷海区事務局	事務局長 専門主任	辻宏幸 藤木亜季			
- 5 議事録署名委員 大谷由博 山上辰昭
- 6 議長 会長 沖野平昭
- 7 議事事項  
議案第1号 令和8年度いかなご等すくい網漁業に係る委員会指示について  
議案第2号 宗谷海区における海区漁場計画変更案（素案）について  
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）  
議案第4号 漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について（答申）
- 8 報告事項  
（1）各種漁業権に係る資源管理の状況等の報告について  
（2）第23期第3回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について  
（3）特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- 9 その他の事項  
（1）次回の委員会について
- 10 会議の顛末

事務局長： それではお時間になりましたので、ただ今から、第23期第6回宗谷海区漁業調整委員会を開催いたします。開催にあたり、沖野会長よりご挨拶申し上げます。

会長： 本日の委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、時節柄、何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は公務ご多用のところ、宗谷総合振興局から稲葉水産課長ほか、ご担当者の方々にご臨席をいただいております。厚くお礼を申し上げますとともに、本委員会でのご指導につきまして、よろしく願いいたします。今日は令和8年に入って初めての委員会でございますが、昨年は秋サケの漁獲が全道で3割程度まで激減し、漁業関係者に大きな衝撃を与えました。宗谷管内では前年の7割程度まで漁獲が減少し、生産額は高単価により前年の9割程度となったもの、秋サケ資源の回復に向け、実効性のある対策が不可欠であります。また、今年1月には、せたな町で痛ましい海難事故が発生しました。沖に行く際には、救命胴衣の着用や荒天時の早期帰港など、安全操業に留意していただきたいと思います。さて、本日の委員会でございますが、議題は、令和8年いかなごすくい網漁業に係る委員会指示についてなど全4件、そのほかに報告事項がございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。最後になりますが、皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

事務局長： それでは、これより沖野会長を議長として議事を進めてまいります。会長、よろしくお願い申し上げます。

議長： それでは、議事に入る前に、出席人員及び会議成立の報告をいたします。委員定数15名中、計9名の出席がございますので本委員会は成立します。次に、議事録署名委員の指名をいたします大谷委員と山上委員のお二人にお願いします。それでは、議事に入ります。議案第1号「令和8年いかなごすくい網漁業に係る委員会指示について」を上程します。内容について、事務局より説明願います。

事務局長： 議案第1号、令和8年いかなごすくい網漁業に係る委員会指示についてご説明いたします。当該漁業につきましては、外来船の操業が多かった昭和50年代、小定置やコンブ養殖施設などの漁具被害が頻発したことなどから、他漁業との調整を図るため、昭和59年から当該漁業を当委員会の承認制として、これに係る制限事項等の委員会指示を発動しており、令和8年についても同様に行うものでございます。資料1の1ページをご覧ください。こちらは委員会指示の新旧対照表ですが、昨年からの変更点は、発動年月日、会長名、制限期間等の年度更新となっております。内容自体に変更はありません。3ページから5ページに本文及び海域図を添付しておりますので、後ほどお目通しください。次に7ページをご覧ください。こちらは事務取扱要領の新旧対照表ですが、昨年からの変更点は、発動年月日及び期間の年度更新

となっております、こちらも内容自体に変更はございません。9ページから19ページに要領の本文や様式等を添付しておりますので、後ほどお目通しください。また、21ページに当該漁業の昨年の結果と、過去10年間の漁獲推移をつけておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。議案第1号について、説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの内容について、ご意見等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： ご意見等がないようですので、議案第1号について、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員席： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定します。続きまして、議案第2号「宗谷海区における海区漁場計画変更案（素案）」について」を上程します。内容について、事務局より説明願います。

事務局長： 本議案は、振興局水産課から説明をお願いします。

岸川主事： 漁業管理係の岸川と申します。座って説明させていただきます。それでは、議案第2号「宗谷海区における海区漁場計画変更案（素案）」について、ご説明いたします。令和6年1月1日に免許となりました第15次定置漁業権において、稚内沖に設定されていた稚さけ定第6号の漁業権者である稚内漁業協同組合から廃業届の提出があり、令和8年1月14日付けで抹消登録となりました。併せて、稚内漁業協同組合からは、近年、秋サケ資源が急激に減少しており、沿岸における秋サケの回遊経路が大きく変化している中、特に6号定置が影響を大きく受けていることから、今後当該漁場区域を適切かつ有効に活用することが困難と考え、定置漁業権の設定を要望しない旨を記した意見書も提出されております。定置漁業権を設定しないためには、宗谷海区漁場計画を変更する必要がある、その素案を作成するにあたり、海区内での調整における支障等がないか、ご審議いただくものです。それでは、素案について説明いたします。資料2-1、1ページが振興局から海区委員会への協議文、3ページが宗谷海区漁場計画変更案（素案）、4ページが素案の別紙（条件）、5ページが稚さけ定第6号の漁場図となっております、3ページ以降が水産林務部へ提出する書類となります。今回の計画変更は、第15次定置漁業権の稚さけ定第6号について、計画内容、条件、漁場図を含め廃止するというものになります。水産課からの説明は以上です。

事務局長： 事務局から補足説明いたします。漁場計画の変更に係る手続きとしては、本日の海区委員会で漁場計画変更案の素案を審議いただいた後、振興局から

水産林務部長あてに素案を提出します。その素案をもとに、知事が漁場計画変更案を作成し、利害関係者からの意見聴取（パブリックコメント）を行った上で、海区委員会へ諮問を行います。その後、公聴会及び海区委員会を開催して知事に答申した後、知事が漁場計画を公示することとなります。なお、公聴会の開催時期や出席委員については、意見の有無等により知事からの諮問時期が変わることから、会長一任とさせていただきたいと思っております。私からの補足は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： ご意見等がないようですので、議案第2号については異議ないものとして、振興局から道水産林務部へ提出する、また公聴会の日程等については会長一任ということとしてよろしいですか。

委員席： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定します。続きまして、議案第3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。内容について、事務局より説明願います。

事務局長： 本議案は、振興局水産課から説明をお願いします。

坪井技師： 漁業管理系の坪井と申します。座って説明させていただきます。それでは、議案第3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」ですが、本日は、宗谷総合振興局からの諮問が1件、漁業種類3件分となっております。これを審議していただきたく議案の上程をお願いしております。それでは、議案第3号表紙をめくっていただきますと、折り込みとなっておりますがA3版の一覧表がございますので、これにより説明させていただきます。整理番号1番、資料番号は3-1、「かれい固定式刺し網漁業（宗谷総合振興局管内沖合海域）」についてです。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、3年許可であり、今般一斉更新の時期となったことから諮問させていただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容として、使用する船舶の総トン数が20トン未満、操業区域は宗谷総合振興局管内沖合海域、漁業を営む者の資格は天塩郡幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有するもので、公示隻数20隻となっております。申請期間は、令和8年3月18日から令和8年4月17日までとなっております。備考欄に1ページから10ページと記載しておりますが、3ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

岸川主事：資料３－２については、わたくし漁業管理係 岸川から説明させていただきます。整理番号２番、資料番号は３－２、「火光を利用する敷き網漁業（いかなご・やりいか）」についてです。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は３年許可であり、今般、一斉更新の時期となったことから諮問させていただきます。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。初めに火光を利用する敷き網漁業（いかなご）ですが、制限措置の内容として、操業区域は、宗谷総合振興局管内沖合海域及び宗谷総合振興局管内共同漁業権漁場区域となっており、いずれも使用する船舶の総トン数は２０トン未満、漁業を営む者の資格は天塩郡幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有するもので、公示隻数は５５隻となっております。次に火光を利用する敷き網漁業（やりいか）ですが、制限措置の内容として、操業区域は、宗海共第８号及び第４９号、宗海共第９号及び第４９号、宗海共第１０号及び第４９号、宗海共第１１号及び第４９号、宗海共第１３号及び第４９号、宗海共第４９号共同漁業権漁場区域となっております。いずれも使用する船舶の総トン数は２０トン未満、漁業を営む者の資格は天塩郡幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有するもので、公示隻数はそれぞれ宗海共第８号及び第４９号共同漁業権漁場区域を操業区域とするものが３隻、第９号及び第４９号を操業区域とするものが１１隻、第１０号及び第４９号を操業区域とするものが１５隻、第１１号及び第４９号を操業区域とするものが１隻、第１３号及び第４９号を操業区域とするものが３隻、第４９号を操業区域とするものが１隻、合計３４隻の公示を予定しております。申請期間は、いかなごとやりいか、いずれも令和８年２月１８日から令和８年３月１７日までとなっており、備考欄に１１ページから１９ページと記載しておりますが、１１ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。以上、議案第３号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願います。

議 長： ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議 長： ご意見等がないようですので、議案第３号について、異議ない旨北海道知事へ答申してよろしいでしょうか。

委員席： （異議なしの声）

議 長： それでは、そのように議決し北海道知事に答申します。続きまして、議案第４号「漁業法第９１条第１項に該当する者に対する指導について」を上程します。本議案については、報告事項１と関連がありますので、一括して審議いたします。内容について、事務局より説明願います。

事務局長：それでは議案第4号及び報告事項1について、ご説明いたします。令和2年に施行されました改正漁業法においては、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としており、漁業権を有する者（漁業権者）の責務として、漁業法第74条において漁場を適切かつ有効に活用するよう努めること、すなわち、それぞれの漁場環境に合うよう資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高め漁場を活用するよう努めること、が定められております。また、漁業法第90条第1項及び同施行規則第28条第1項において、漁業権者は1年に1回以上、知事に対し、資源管理の状況や漁場の活用状況等の報告をしなければならない、とされております。これまで、道から当委員会に対しては、漁業法第90条第2項及び同施行規則第28条第3項に基づき、各漁業権漁場の「資源管理の状況等の報告」等について報告してきたところですが、今回の令和5年漁期報告分からは、令和5年9月1日の漁業権一斉切替を経て策定された漁業権漁場が報告対象となったことに加え、漁業法の施行から十分な時間が経過し、改正の趣旨や周知が十分に図られたものと判断し、漁業法第91条第2項に新たに規定された、漁場の適切かつ有効な活用を図るための「指導」を行うものでございます。道がこの指導を行うにあたっては、漁業法第91条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない、とされておりますので、このたびお諮りするものです。漁協から報告を受けた内容と指導対象についてご説明します。報告事項1の資料1ページをご覧ください。令和7年12月24日付けで北海道知事から宗谷海区あて、海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について通知がありました。共同漁業権に関する報告ですが、資料3ページから11ページにかけて、別紙2ですが、管内全8漁協から、合計で335件の報告がございました。続いて区画漁業権に関する報告です。資料13ページの別紙4ですが、管内全8漁協から、合計で29件の報告がございました。続いて資料15ページですが、令和7年11月27日付けで北海道知事から宗谷海区あて、定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について通知がありました。17ページ及び18ページにかけて、管内で49件の報告がございました。これらの報告に基づき、資源管理や漁場の活用状況等を確認し、資源管理等の取組状況が適切であったか、そして漁場の活用状況が適切かつ有効であったかについて、それぞれ漁場ごと・魚種ごとに判断いたしました。漁業法第91条第1項第1号に基づく資源管理等の取組状況が「適切か否か」の判断は、漁業法令の遵守や資源管理措置の適切な履行をしているか、第91条第1項第2号に基づく漁場の活用状況が「適切かつ有効か否か」の判断は、漁場を有効活用するため実際に漁業を行ったかどうか、すなわち着業状況の有無などを判断の基準としております。漁場の活用状況の判断において「適切かつ有効ではない」とされた漁場のうち、例えば、科学的な根拠等に基づき資源回復を目的に休漁を行った場合や、他魚種の混獲回避のためやむなく休漁した場合、漁業者が病気等のために操業できない場合など、合理的な理由がある場合については「適切かつ有効である」と判断しております。なお、令和5年9月1日の漁業権切替時において、廃止または新設となった漁場である48件については、評価対象期間を満たしていないことから、この判断から除外してお

ります。続いて、これらの基準によって判断した結果をご説明します。議案第4号になります、資料4の1ページをご覧ください。令和7年12月24日付けで北海道知事から宗谷海区あて、漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について諮問されております。共同漁業権について、資源管理等の取組状況は報告を受けた全ての漁場で「適切」と認められた一方、3ページ、4ページの別紙1になります、こちらに記載のある43件については、漁場の活用状況が「適切かつ有効」と認められませんでした。その理由としては、いずれも「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」、つまり漁業法第91条第1項第2号に該当したことになります。区画漁業権については、資源管理等の取組状況は報告を受けた全ての漁場で「適切」と認められた一方、5ページ別紙3になります、こちらに記載のある3件については、漁場の活用状況が「適切かつ有効」と認められませんでした。その理由としては、先ほどと同様、いずれも「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」、つまり漁業法第91条第1項第2号に該当したことになります。なお、定置漁業権については、全てが「適切かつ有効」に活用されていると認められております。ただいまご説明した、漁場の活用状況が「適切かつ有効」と認められなかった共同漁業権43件及び区画漁業権3件につきましては、本委員会の意見を聴いた後、漁業法第91条第1項の規定に従い、漁業権者である漁協に対し「漁場を有効に利用するよう指導する」こととしております。参考まで、全道では、共同漁業権3,263件中1,245件が、区画漁業権では368件中63件が指導対象となっております。また、7ページに根拠法令を添付しておりますのでご確認ください。議案第4号及び報告事項1の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： ご意見等がないようですので、議案第4号について、異議ない旨北海道知事へ答申してよろしいでしょうか。

委員席： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように議決し北海道知事に答申します。続きまして、報告事項に入ります。それでは報告事項（1）については、先ほど説明しておりますので、報告事項（2）について、事務局より説明をお願いします。

事務局長： 報告事項（2）についてご説明いたします。第3回北海道連合海区漁業調整委員会は、当初、令和7年12月9日に開催予定でしたが、前日深夜に発生した青森県東方沖を震源とする地震により、当日朝になって急遽開催延期となりました。令和8年1月27日に改めて開催され、沖野会長と私で出席して参りましたので、その概要を報告いたします。議題ですけれども、北海道

沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示（案）について審議が行われました。報告2の3ページをご覧ください。当該漁業のうち、10トン以上船については昭和58年から連合海区委員会指示による承認漁業となり、大臣届け出漁業を経て、現在は大臣及び知事許可漁業として営まれております。一方、10トン未満船については令和4年度まで自由漁業として営まれておりましたが、資源管理や漁船の大型化など、当該漁業を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、令和5年度から委員会指示による承認制が導入されております。令和8年度についても同様に委員会指示を発出するというので、基本的に前年と同様の内容ですが、委員会の開催が遅れたため、期間が1月1日からではなく、委員会指示の日からとなっております。この内容で異議なく決定され、令和8年1月27日付けで委員会指示が発出されております。詳細については、4ページから24ページに資料を添付しておりますので、後ほどお目通しください。その他、報告事項として、令和7年の秋サケの漁獲が3割台まで落ち込んだこと、さけの採卵がオホーツクを除き100%を下回ったこと、来遊の主群となった令和3年級が少なかったことなどの説明がありました。出席委員からは、経営が厳しく危機的な状況で、3分の1は廃業するのではないか、毎年予想が外れるので精度向上を求める意見などがありました。25ページから29ページに秋サケに関する資料を添付しておりますので、後ほどお目通しください。説明は以上です。

議長： ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： 続きまして、報告事項（3）について、事務局より説明をお願いします。

事務局長： 報告事項（3）について説明いたします。特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲量の変更について、道から報告があったので、内容について説明いたします。まず、するめいかですが、報告3の1ページをご覧ください。令和7年11月26日付けで水産林務部長から通知がありました。変更の内容ですが、2ページの表の下の方になりますが、追加配分があり、3,698トンから200トン増加して3,898トンとなりました。全量が北海道するめいかを採捕する漁業に配分されております。するめいかについては、その後2回変更されておまして、12月16日に追加配分、12月26日に譲渡を行った結果、現在の漁獲可能量は6ページの下になりますが、4,547トンとなっております。次にくろまぐろですが、7ページをご覧ください。令和7年12月3日付けで水産林務部長から通知がありました。変更の内容ですが、8ページをご覧ください。大型魚と小型魚の交換を行っておまして、小型魚1に対して大型魚が1.47の比率で交換するルールがありますので、小型魚が174.4トンから10トン減少し164.4トン、大型魚が549.9トンから14.7トン増加し

564.6トンとなっております。こちらは令和8年1月14日に再度変更が行われております。10ページになりますが、小型魚の追加配分（大まき網からの譲渡）があり、164.4トンから3.3トン増加し、167.7トンとなっております。大型魚については、変更ありません。次に、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、11ページをご覧ください。令和7年12月3日付けで水産林務部長から通知がありました。変更の内容ですが、12ページの表になります。国から追加配分がありまして、12,900トンから4,300トン増加し、17,200トンとなりました。全量が北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分されております。こちらは12月24日に再度国からの追加配分があり、14ページになりますが、17,200トンから1,200トン増加し、18,400トンとなっております。最後にまいわし太平洋系群ですが、15ページをご覧ください。令和7年12月24日付けで水産林務部長から通知がありました。変更の内容ですが、16ページをご覧ください。国からの追加配分があり、北海道漁獲可能量は21,100トンから8,000トン増加し、29,100トンとなっております。なお、今回の変更につきましては、いずれもあらかじめ定められた機械的な配分によるものであるため、海区委員会への諮問を行わず、事後報告とさせていただきます。説明は以上となります。

議長： ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： 報告事項は以上でございます。次に事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局長： 次回の委員会の開催予定ですが、3月上旬から中旬の開催に向けて日程調整を行っております。今のところ3月16日（月）か17日（火）の開催が有力となっておりますが、決まり次第お知らせいたしますので、よろしく申し上げます。また2月24日（火）に、日本海まぐろ連合海区漁業調整委員会、道北連合海区漁業調整委員会、北部日本海連合海区漁業調整委員会が札幌で開催されますので、関係する委員の方はご出席をお願いします。連絡事項は以上です。

議長： ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： 本日の予定は以上となりますが、全体を通して何かございませんか。なければ、これを持ちまして本日の委員会を終了します。本日は、おつかれさまでした。

前記顛末は事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和 8 年 2 月 10 日

宗谷海区漁業調整委員会

会 長 沖野平昭

議事録署名委員 大谷由博

議事録署名委員 山上辰昭